

術手死亡 心臓手術 女児

「東京女子医大ミス」

両親が告訴

東京女子医大病院（東京 都新宿区、林直諒院長）で昨年三月、心臓手術を受けた患者の女児（当時十一歳）が死亡した医療事故で、女児の両親が八日、手術スタッフらに業務上過失致死罪などの疑いがあるとして、警視庁牛込署に告訴状を提出した。

告訴状によると、手術にかかわった医師のうち研修

工心肺装置の操作ミスで、脳に血液が循環しない状態を引き起こし、三日後に女児を死亡させたとしている。操作ミスの経緯や、手術中に女児が深刻な脳障害を起こしたことを、カルテ（診療録）に記載しなかったことについても、医師法に定められた診療録記載義務違反にあたるとしている。

には、死因が「心房中隔欠

損症、肺動脈狭窄症」と記載されていたが、その後、同病院が作成した調査報告書で、死因は「脳循環不全による重度の脳障害」だったことが明らかにされている。このため、死亡診断書を書いた主治医について、

虚偽診断書作成の疑いがあるとしている。

告訴状の提出後、女児の父親（51）は「病院側の報告書で過失があることは明らか。担当医が隠ぺいを重ねた点が一番許せない」と話した。

2002.1.8 読

女子医大小児心臓手術事故
執刀医らを告訴
2002年1月8日 読賣新聞夕刊